

日本労働組合會議規約

名 稱

第一條 本會議は日本労働組合會議と稱す

構 成

第二條 本會議は左記條件に一致するものと認めらるゝ労働團體を以て構成さる

一、「健全なる労働組合主義」を以て其運動の主義方針と爲すもの

二、會費納入者千名以上の團體

但し大會又は評議員會に於てこれを認むるときは千名以下の團體の加入を許すことあるべし

目 的

第三條 本會議は加盟諸團體の利益を増進し且つ一般的に労働者の經濟上及社會上の福祉を増進し以つて無産階級の解放を期す

事 業

第四條 本會議は第三條記載の目的を實現する爲め左記事業を行ふ

一、構成團體間に於ける融和と協力の緊密化

二、社會立法の制定及改善

三、國際労働問題に對する態度の決定

四、労働時間、最低賃銀、團體協約、失業問題等の基礎的労働條件の確立

五、産業別組織確立への協力

六、未組織労働者に對する組織運動

機 關

第五條 本會議に左記機關を設く

一、大 會

二、評 議 員 會

三、執 行 委 員 會

第六條 大會は本會議の最高決議機關にして大會代議員、評議員、執行委員を以て構成す

第七條 大會は毎年一回執行委員會之を召集す

但し評議員三分の二以上の要求ありたるときは執行委員會は臨時大會を召集すべきものとす

第八條 大會代議員は加盟各團體より別表比率に基き之を選出す

第九條 大會は代議員定數二分の一以上出席するにあらざれば議事を決することを不得(但し委任表決を認む)

大會の議事は出席代議員の過半数を以て之を決す、可否同數のときは大會議長之を決す

第十條 大會は別表比率に基き評議員若干名を選任す

第十一條 評議員會は評議員を以て構成し次期大會に至る迄の決議機關とし、必要に應じ執行委員會之を召集す

第十二條 評議員會は評議員の二分の一以上の出席を以て成立す

但し評議員出席不可能のときは委任又は書面による表決を認む

評議員會の議事は出席評議員の過半数を以て之を決す、可否同數なるときは議長之を決す

評議員會の議長は組合會議々長之に當る

第十三條 評議員の任期は一ヶ年とす

第十四條 評議員會は評議員及執行委員の缺員を補選することを得

第十五條 執行委員會は本會議を代表する執行機關たると同時に大會及評議員會に對し執行の責任を負ふ

第十六條 執行委員會は大會に於て決定されたる事項及本規約の目的及事業の遂行に當るものにして必要に應じ組合會議々長

之を召集す、執行委員出席不可能のときは評議員を以てこれに代らしむることを得、執行委員の任期は一ヶ年とす

第十七條 執行委員會は必要に應じ評議員會の承認を経て組織部、調査部、教育出版部、國際部等の部門を設け、執行委員及

評議員又は加盟團體幹部中より其部長又は其部の事務につき發言する事を得

右記部長は執行委員會及評議員會に出席し其の部の事務につき發言する事を得

第十八條 執行委員會は必要と認むるときは政治、經濟等の諸問題の對策に關する調査及確立並に實現に盡す爲めに特別委員

を執行委員及評議員中より選任する事を得

第十九條 本會議に顧問若干名を置くことを得、顧問は執行委員會、評議員會、大會に出席し審議に参加し意見を開陳する事

を得

(裏へ續く)